

農業分野で外国人材の活用ができます

国家戦略特区事業など3つの制度により、農業分野における外国人材の活用ができます。

そのうち「国家戦略特区 農業支援外国人受入事業」の活用に関するご質問、ご相談がありましたら下記までご連絡ください。

◆国家戦略特区 農業支援外国人受入事業は、特定技能制度へ段階的に移行することとなっています。

※ただし、特区制度の受け入れ企業（特定機関）は引き続き特定技能制度での派遣が可能です。

◆国家戦略特区 農業支援外国人受入事業での外国人材新規受け入れ（雇用）は令和2年3月までとなっています。

◆国家戦略特区 農業支援外国人受入事業で入国した外国人材は、特定技能制度に切り替えて農業従事することも可能です。



【参考】農業分野外国人材の制度比較

	技能実習制度	国家戦略特区 (農業支援外国人受入事業)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」> 実習目的	「特定活動」> 就労目的	「特定技能1号」> 就労目的
在留期間	最長5年 (技能実習期間中は原則 帰国不可)	通算で最長3年 (在留期間中の帰国可)	通算で最長5年 (在留期間中の帰国可)
従事可能な 業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」 「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※農作業以外に、農畜産物等を使用した製造・加工、運搬・陳列・販売の作業も可能(ただし、農作業が主)	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能
技能水準	—	技能実習(3年)を修了した者	業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力 の水準	—	「農業支援活動を行うために必要な日本語能力」	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」
外国人材の 受入れ主体 (雇用主)	実習実施者(農業者等)	派遣事業者	・農業者等 ・派遣事業者(農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)



令和元年度特区事業実績
2つの経営体に計4名の
外国人材の派遣実績が
あります！

問い合わせ

新潟市農林水産部農林政策課

電話 025-226-1640

メール nosei@city.niigata.lg.jp